

岩手県告示第520号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成22年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年6月24日(木) 午後1時30分から
- (2) 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎3階第5会議室

2 指定しようとする区域

宮古市の浄土ヶ浜周辺 67ヘクタール（別紙図面のとおり）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに沿岸広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。